

規制に係る事前評価書

法令の名称	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
政策の名称	有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設
担当部局・評価者	環境省 水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室長 宇仁菅 伸介 電話番号:03-5521-8309
評価実施時期	平成23年3月3日(分析対象期間:平成22年11月～平成23年2月)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	地下水汚染の未然防止を図るため、構造等の基準の遵守状況等を定期的に点検する。
内容	基準遵守義務の対象施設において、構造等の基準の遵守状況等を定期的に点検する。
関連条項	水質汚濁防止法第8条第2項、第12条の4及び第13条の3
必要性	有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設が原因と推定される地下水汚染事例が毎年継続的に確認されており、その発生を未然に防止するため、それら施設の構造(床面)等の基準を設け、遵守を義務付けることとしており、当該基準の遵守状況を定期的に点検することを義務付けることにより、基準の遵守がより担保される。
費用	
遵守費用	定期的に点検するための費用が発生する
行政費用	新たな負担は発生しない
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	有害物質使用特定施設等に構造等の基準を遵守させ、定期的に点検することにより、有害物質の漏えい・浸透事例が減ると考えられ、そのことにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができる。

想定される代替案		
代替案①	地下水汚染を防止する構造等に関する点検のための指針を設け、行政指導によりその遵守を図る。	
	費用	
	遵守費用	指針を遵守する場合、点検のための費用が発生する
	行政費用	行政指導に要する費用が発生する
	その他の費用	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	代替案のみでは、指針の遵守が任意であることから、有害物質貯蔵指定施設等における確実な遵守を担保することはできない。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
費用:事業者については、現状と比べ改正案、代替案とも定期的に点検するための費用が発生する。 便益:現状又は代替案に比べ、点検を義務付けることにより、構造等に関する基準遵守の履行が担保され、また、問題点の早期発見にも資するため、地下水汚染による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を未然に防止することができるようになる。
発生する費用負担と得られる便益を比較すると、地下水汚染の未然防止が図られ、地下水汚染による経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会において、産業界の方にも委員として参加いただき、下記のとおり答申を頂いた。

「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について(答申)」(平成23年2月中央環境審議会答申)(抄)

② 点検・管理に関する措置

ア) 点検の実施

有害物質を取り扱う設備本体に付帯する配管等の劣化、破損等による有害物質の漏洩、保管容器の亀裂等からの漏洩、床面の亀裂等からの地下浸透、排水系統の亀裂等からの地下浸透により地下水汚染に至った事例が認められる。このことから、有害物質を取り扱う設備本体及びそれに付帯する配管等や設置場所の床の破損状況、排水系統の設備の破損状況、有害物質の漏洩状況、地下浸透の状況等について、定期的な点検及び検査を実施し、その記録を一定期間保存することが必要である。

また、点検等により異常が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずることが必要である。

イ) 適正な作業・運転の実施

不適切な作業や設備の操作、有害物質の不適切な取扱いによる漏洩等により地下水汚染に至った事例が認められる。このことから、有害物質を取り扱う設備に係る作業や施設・設備の運転は、例えば有害物質の補給状況や設備の作動状況を確認する等、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うことが必要である。また、万一漏洩した場合には、当該漏洩した有害物質を適正に処分することが必要である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【水質汚濁防止法の一部を改正する法律案】

規制の内容	有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設	
担当部局	環境省水・大気環境局 土壤環境課 地下水・地盤環境室 電話番号：03-5521-8309	
評価実施時期	平成23年3月3日（分析対象期間：平成22年11月～平成23年2月）	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】地下水汚染の未然防止を図るため、構造等の基準の遵守状況等を定期的に点検する。</p> <p>【内容】基準遵守義務の対象施設において、構造等の基準の遵守状況等を定期的に点検する。</p> <p>【必要性】有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設が原因と推定される地下水汚染事例が毎年継続的に確認されており、その発生を未然に防止するため、それら施設の構造（床面）等の基準を設け、遵守を義務付けることとしており、当該基準の遵守状況を定期的に点検することを義務付けることにより、基準の遵守がより担保される。</p>	
	関連条項 水質汚濁防止法第8条第2項、第12条の4及び第13条の3	
想定される代替案	地下水汚染を防止する構造等に関する点検のための指針を設け、行政指導によりその遵守を図る。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	定期的な点検するための費用が発生する
	(行政費用)	新たな負担は発生しない
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。	新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
規制の便益	便益の要素	
	有害物質使用特定施設等に構造等の基準を遵守させ、定期的な点検することにより、有害物質の漏えい・浸透事例が減ると考えられ、そのことにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができる。	代替案のみでは、指針の遵守が任意であることから、有害物質貯蔵指定施設等における確実な遵守を担保することはできない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用：事業者については、現状と比べ改正案、代替案とも定期的に点検するための費用が発生する。	
	便益：現状又は代替案に比べ、点検を義務付けることにより、構造等に関する基準遵守の履行が担保され、また、問題点の早期発見にも資するため、地下水汚染による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を未然に防止することができるようになる。	
	発生する費用負担と得られる便益を比較すると、地下水汚染の未然防止が図られ、地下水汚染による経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。	
	中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会において、産業界の方にも委員として参加いただき、下記のとおり答申を頂いた。 「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について（答申）」（平成23年2月中央環境審議会答申）（抄）	
	<p>② 点検・管理に関する措置</p> <p>ア) 点検の実施 有害物質を取り扱う設備本体に付帯する配管等の劣化、破損等による有害物質の漏洩、保管容器の亀裂等からの漏洩、床面の亀裂等からの地下浸透、排水系統の亀裂等からの地下浸透により地下水汚染に至った事例が認められる。このことから、有害物質を取り扱う設備本体及びそれに付帯する配管等や設置場所の床の破損状況、排水系統の設備の破損状況、有害物質の漏洩状況、地下浸透の状況等について、定期的な点検及び検査を実施し、その記録を一定期間保存することが必要である。 また、点検等により異常が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずることが必要である。</p> <p>イ) 適正な作業・運転の実施 不適切な作業や設備の操作、有害物質の不適切な取扱いによる漏洩等により地下水汚染に至った事例が認められる。このことから、有害物質を取り扱う設備に係る作業や施設・設備の運転は、例えば有害物質の補給状況や設備の作動状況を確認する等、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うことが必要である。また、万一漏洩した場合には、当該漏洩した有害物質を適正に処分することが必要である。</p>	
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。	
備考		